

認定特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク

子どものセーフガーディングのための行動規範

全ての関係者に以下の行為は許されません

- A. 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- B. はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける
- C. 子どもに対して、または子どもがいる前で、不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
- D. 特定の子どもの差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する
- E. 子どもと性的・肉体的関係をもつ
- F. 子どもの体を不必要に触る
- G. 子どもが自分でできることを必要以上に手伝う
- H. 不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取る
- I. 「男らしく」「女らしく」といったジェンダーを押し付けるふるまいや言葉かけをする
- J. 違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する
- K. 連絡先の交換について
 - 1) 活動に関わる子ども及びその家族と活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする
 - 2) 活動に必要でないのに、子どもの連絡先を聞いたり、自分個人の連絡先を教えたりする
 - 3) 活動上、子どもと連絡先を交換する必要がある場合には、当該活動拠点において定められたルールがあればそれに従う。また、定められたルールがない場合には、事前に、当該活動拠点の責任者に相談してその指示に従う
 - 4) 3) にて連絡先を交換した場合は、必要に応じてやり取りした内容を当該活動拠点の責任者に提出する事に応じる
- L. 活動に参加している子どもと同じ部屋で寝る。ただし、例外的状況かつ事前に活動拠点の責任者の許可を得ている場合を除く
- M. ポルノグラフィや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導しその危険にさらす
- N. 子どもや保護者の許可なく、写真や動画を撮影する
- O. 子どもの個人情報（写真、動画、氏名、学校名、住所、連絡先など）を不適切に扱う。（オンラインに投稿する、むやみに人に共有する等）
- P. 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く

子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります

- Q. どのような状況が子どもにとって危険なのかを察知し、未然に対処する
- R. 危険を最小限に留められるよう、計画段階で事業内容や実施場所を熟考し必要な環境を整える
- S. 可能な限り、他者の目が届く場所で子どもと接する
- T. どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる
- U. 不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ
- V. 職員や関係者とどう接しているかについて日ころから子どもと話し、彼らが気になっていることがあれば伝えるよう促す
- W. 子どもをエンパワーする。すなわち、子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にとしたら良いかについて子どもたちと話し合う。
 - ・エンパワー：できるだけ子どもが自分で対応できるようになるように心がけること